

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		公益法人制度の適正な運営の推進				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	15
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算（千円）	83,534	130,452	93,837	89,198	140,005
	補正予算（千円）					
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	83,534 <83,534>	130,452 <130,452>	93,837 <93,837>		
執行額（千円）		79,687	127,606	70,467		
政策評価結果の概算要求 への反映状況						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	公益法人制度の適正な運営の推進					番号	15	予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予 算 科 目									
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	27年度 当初予算額	28年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	内閣本府	公益法人制度適正運営推進	公益法人制度の適正な運営の推進に必要な経費	89,198	140,005		
	小計						89,198	140,005		
合計						89,198 の内数	140,005 の内数			

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	公益法人制度の適正な運営の推進				番号	15	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
			26年度 当初 予算額	27年度 概算要求額	増減		
該当なし							
合計							

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-78(政策17-施策①))

政策名	公益法人制度の適正な運営の推進					
施策名	公益法人制度の運営と認定・監督等の実施					
施策の概要	公益法人制度の適正な運営を推進するとともに、制度の理解促進や法人活動情報の発信等を行う。また、公益認定申請等の審査や公益法人に対する適切な監督等を実施する。					
達成すべき目標	公益法人による公益活動を支援するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保を図ることにより、公益法人の活動の健全な発展を促進し、「民による公益の増進」を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	—	94	89
		補正予算(b)	—	—	—	
		繰越し等(c)	—	—	—	
		合計(a+b+c)	—	—	94	
執行額(百万円)	—	—	94			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第186回国会衆・参議院内閣委員会大臣所信において、制度の理解促進や活動情報の発信等を行うことにより、民による公益の増進に一層尽力するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保に努める旨発言					

測定指標	公益法人への寄附金総額	基準値	実績値					目標値	達成
		—	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	30年度	—
		—	—	—	—	2,157億円 (※)	1,817億円 (※)	増加トレンドを確立	
	年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	—	/	
	HP「公益法人information」へのアクセス数	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		5,064,515	—	—	6,604,255	5,064,515	3,951,674	対前年度比増	
	年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	対前年度比増	/	
	定期立入検査の実施件数	基準値	実績値					目標値	達成
		—	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
—		7	16	33	170	606	650程度		
年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	650程度	/		

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり

目標達成度合いの
測定結果

(判断根拠)

○「HP「公益法人information」へのアクセス数」について、平成25年12月までの移行期間におけるHPにおいては、旧公益法人の移行に係る情報提供が中心であり、また、法人からの電子申請についても移行認定又は認可に係るもの(現在までに99%以上の移行が完了)が中心であった。

移行期間が終了した平成26年度においては、HPにおける情報提供及び法人からの電子申請の内容が従来のものから大きく変化しており、加えて移行期間終了に伴う移行認定又は認可に係る電子申請の終了によるアクセス数の大きな減少があるため、単純にアクセス数の比較により国民・法人・行政庁への利便の向上を測ることができないものである。

以上の状況において、

・昨年度比約80%のアクセス数を記録したこと

・同HPを利用した電子申請率は前年度に引き続き99%を超えており、かつ主要な手続に係る電子申請件数は増加していること

から実質的には概ね目標を達成しているものと考えられる。

○「定期立入検査の実施件数」について、立入検査は、公益法人から提出された事業報告等の定期提出書類(多くが毎年6月末までに提出)を精査し、それを基に実施されるため、原則として当該年度の7月以降から1年間をサイクルとして実施される。このため、平成26年度の欄に記載した650法人程度という目標値は、平成26年7月から27年6月までの立入検査の実施期間における目標数である。

平成26年度は移行期間終了後の監督本格実施初年度のため、事前分析の目標設定における想定が難しく、かつノウハウの蓄積があまりない状況で、606法人(目標値の約93%)の立入検査を実施できたことを鑑みると、実質的には概ね目標を達成しているものと考えられる。

○以上から、今回測定可能な測定指標は目標値に達しなかったものの、施策目標である「公益法人による公益活動を支援するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保を図ることにより、公益法人の活動の健全な発展を促進し、「民による公益の増進」を推進すること」に実質的に相当程度の成果が上がっていると考えられるため、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。

(注)「公益法人への寄附金総額」は、寄附金総額を毎年度増加させていくことを目指しつつも、経済情勢等の外部要因による影響も考えられるため、測定期間として5年間を設定し、平成30年度までに増加トレンドを確立することを目標としており、今年度は目標達成に係る判断をしない。

※寄附金総額の実績値は、内閣府が公表した「公益法人に関する概況」(平成26年8月、27年7月)における数値(平成25年度の実績については平成25年12月1日時点(集計期間は平成24年12月1日から25年11月30日までの1年間)、平成26年度の実績については平成26年12月1日時点(集計期間は平成25年12月1日から26年11月30日までの1年間))である。

施策の分析

(有効性、効率性)
 達成手段として挙げた取組は、いずれも公益法人による公益活動を支援するとともに、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保を図ることに寄与するものであり、当該取組により、公益法人の活動の健全な発展を促進し、「民による公益の増進」を推進することができたと考えている。

具体的には、
 ○HP「公益法人information」については、移行期間中は移行に係る情報提供に努めた結果、99%以上の旧民法法人が移行を終えた。移行期間終了により公益法人に対する監督等に重点が移ったため、HPにおいて公益法人に対する監督、法人訪問等に係る情報提供を中心に行うなど、利用者のニーズに応じた情報提供を行った。また、情報を整理しカテゴリー化する等のHP改修を行うことにより各情報へのアクセスの効率化を図り、国民・法人・行政庁への利便の向上に努めた。
 ○公益法人等を対象に、事務局職員や外部講師等が法人運営上等の個別テーマについて解説するテーマ別セミナー(基礎的研修会)については、平成26年度において延べ1,173法人が参加した。これにより、多数の法人に対し、幅広い観点から公益活動を支援するとともに、適正な法人運営の確保等を図ることができたと考えている。
 ○公益法人への立入検査については、法人自らがガバナンスを見直す契機となり、また、定期提出書類等の確認のみでは把握できない法人の実態を把握し適切に指導することで、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保に寄与できたと考えている。

(未達成となった原因等)
 ○「HP「公益法人information」へのアクセス数」については、国民・法人・行政庁により多くアクセスされることを通じ国民・法人・行政庁への利便が向上していくため、「公益法人information」トップページへのアクセス数が対前年度比で増加することを目標としたところ、平成26年度においては、上述したとおり、単純にアクセス数の比較により国民・法人・行政庁への利便の向上を測ることはできないと考えるが、移行期間終了に伴う移行認定又は認可に係る電子申請の終了によるアクセス数の大きな減少があるため、目標が未達成になったと考えられる。
 しかし、そのような状況においても、
 ・昨年度比約80%のアクセス数を記録したこと
 ・同HPを通じた電子申請率は前年度に引き続き99%を超えており、かつ主要な手続に係る電子申請件数は増加していること
 から、公益法人等による公益活動の支援を図り、施策目標の達成に寄与できたと考えている。
 ○「定期立入検査の実施件数」については、「立入検査の考え方」(平成21年12月24日(平成26年5月14日一部改訂)内閣府)において「概ね3年を目途に全ての法人に対する立入検査が一巡スケジュールで実施することとする」とされていることから、26年度に事業報告を提出予定の約2,000法人の約3分の1である650法人程度を目標とした。
 立入検査は、公益法人から提出された事業報告等の定期提出書類(多くが毎年6月末までに提出)を精査し、それを基に実施されるため、原則として当該年度の7月以降から1年間をサイクルとして実施される。このため、平成26年度の欄に記載した650法人程度という目標値は、平成26年7月から27年6月までの立入検査の実施期間における目標数である。
 平成26年度は移行期間終了後の監督本格実施初年度のため、事前分析の目標設定における想定が難しく、かつノウハウの蓄積があまりない状況で、606法人(目標値の約93%)の立入検査を実施できたことに加え、公益認定等委員会の求める水準に達するため、原則二人一組で、1法人当たり1日間かけて丁寧に法人の実態把握に努めたことにより、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保を図り、施策目標の達成に寄与できたと考えている。

次期目標等への反映の方向性

【施策】
 引き続き、公益法人制度の適正な運営を推進するとともに、制度の理解促進や法人活動情報の発信等を行う。また、公益認定申請等の審査や公益法人に対する適切な監督等を実施する。

【測定指標等】
 ○「公益法人への寄附金総額」については、寄附1件当たりの金額の多寡による影響が大きいことから、寄附者数が伸びていても寄附金額は大きく減少する可能性があり、寄附文化の醸成に係る指標として不十分と考える。
 この点、税額控除に係る税額控除対象法人と認められた公益法人は、小口の寄附金を募りやすくなり、従来より広範な寄附者の開拓に資するものと考えられるため、当該対象法人の増加が寄附文化の醸成に資するものと考えられる。
 したがって、寄附文化の醸成の効果をより適切に測定するための指標を検討する必要がある。
 ○「HP「公益法人information」へのアクセス数」については、国民・法人・行政庁への利便の向上の指標となるため、引き続き測定指標とする。
 なお、電子申請の利用については、利用者から相談窓口やシステムヘルプデスクに寄せられる質問・問合せに特定の傾向があることを踏まえ、利用者アンケートの実施等により問題点把握の精度を高めた上でシステム改修を行い、利用者の利便性向上を図ることを検討中。
 (実施予定スケジュール)
 ・現在の利用者の傾向を調査するためのアンケートを実施(平成27年度目途)。
 ・問題点を整理しシステム改修を実施(平成28年度予算要求)。
 また、現在法人からの電子申請率は既に99%を超えている。一方で、法人の中には零細又は事務処理能力が低い法人も存在することを踏まえ、電子申請と書類申請を併存させている。今後、利用者重視の観点から申請の在り方を検討するに当たり、必要に応じて書類申請に係る満足度を調査することも検討中。
 ○「定期立入検査の実施件数」については、引き続き測定指標とする。今後、立入検査において発見した法人運営上の問題点等について、公益認定等委員会だより等において取り上げられることを検討している。これにより、法人自身でガバナンスに対する自己認識を高めてもらい、その上で立入検査を行うことで検査の効率性の向上に努めることを検討中。

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	公益認定等総合情報システム(PICTIS)
---------------------------	-----------------------

担当部局名	公益認定等委員会事務局・大臣官房公益法人行政担当室	作成責任者名	参事官・総務課長 明渡 将	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------------------------	--------	------------------	----------	---------